

第3章 基本的な考え方

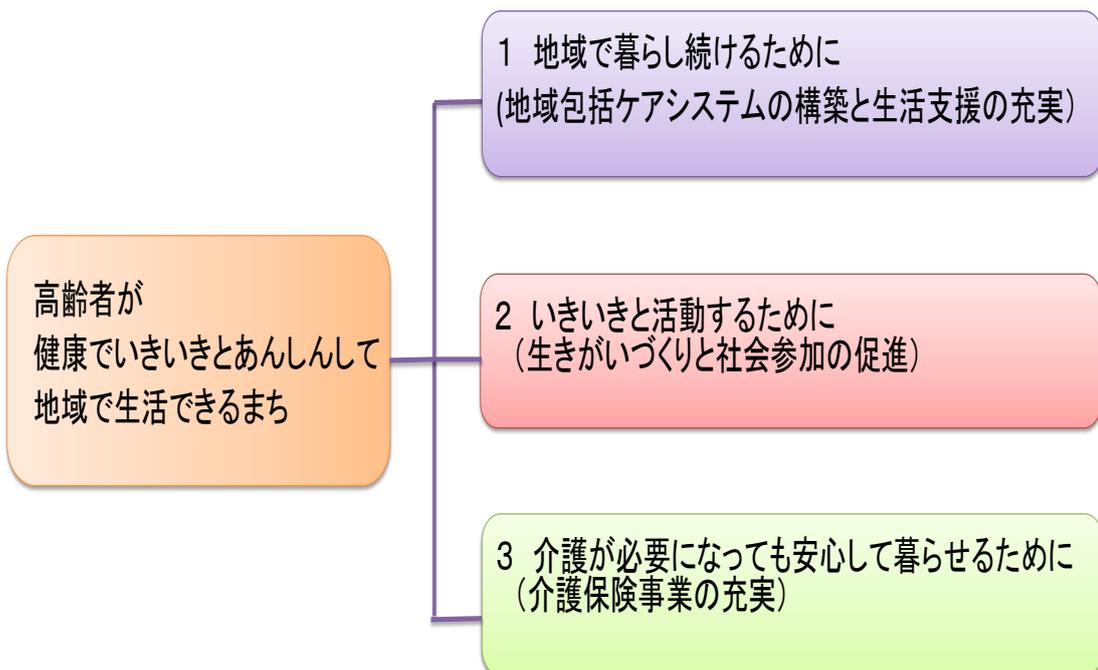
I 基本理念

急速な高齢化が進む中、地域全体で高齢者の生活を支える体制はなお十分ではありません。介護が必要な方だけではなく、介護をする家族も高齢者である「老老介護」の世帯も増えていることから、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっています。

人は、年を重ね介護が必要な状態になったとしても、自らが住み慣れた地域で生活を送りたいという希望を持っています。たとえ多くの介護の手が必要となっても、できる限り生活の場を変えることなく、地域で暮らし続けることができる環境づくりが求められています。

第6期東浦町高齢者福祉計画においては、高齢者が健康でいきいきと生活していける地域づくりに向けた事業に取り組んできたところですが、本計画においても引き続きこれらの事業を着実に進展させるとともに、高齢者や家族の状況にあったものとなるよう検討を進める必要があります。また、災害時等の緊急時に確実に対応できるよう、地域力の向上を図る必要があります。

このため、本計画では、第6期東浦町高齢者福祉計画の基本理念であった「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を引き続き踏襲し、本町の高齢者福祉事業がさらに充実したものとなるよう努めていきます。



Ⅱ 基本目標

本計画では、第5次東浦町総合計画を踏まえ、国の介護保険計画の基本指針も参考に、次の3項目を基本目標として、高齢者福祉施策を推進します。

1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)

【現状】

介護保険制度の導入により介護負担が軽減する一方、在宅高齢者の医療ニーズの増大や、在宅で重度の要介護者を抱える家族の負担が依然として重い状態にあり、高齢者の生活を地域全体で支える体制の充実が求められています。このような専門的なケアを必要とする重度の要介護者等に対し、関係機関が密に連携を図り、地域で適切に支援していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

【課題】

「地域包括ケアシステム」は、全国一律のものではなく、地域の実情に応じて、高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、在宅での自立した生活の支援や介護者家族の支援などの福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制を充実させる必要があります。また、在宅介護者の虐待防止対策や認知症対策への取組みの必要性が高まっています。

【目標】

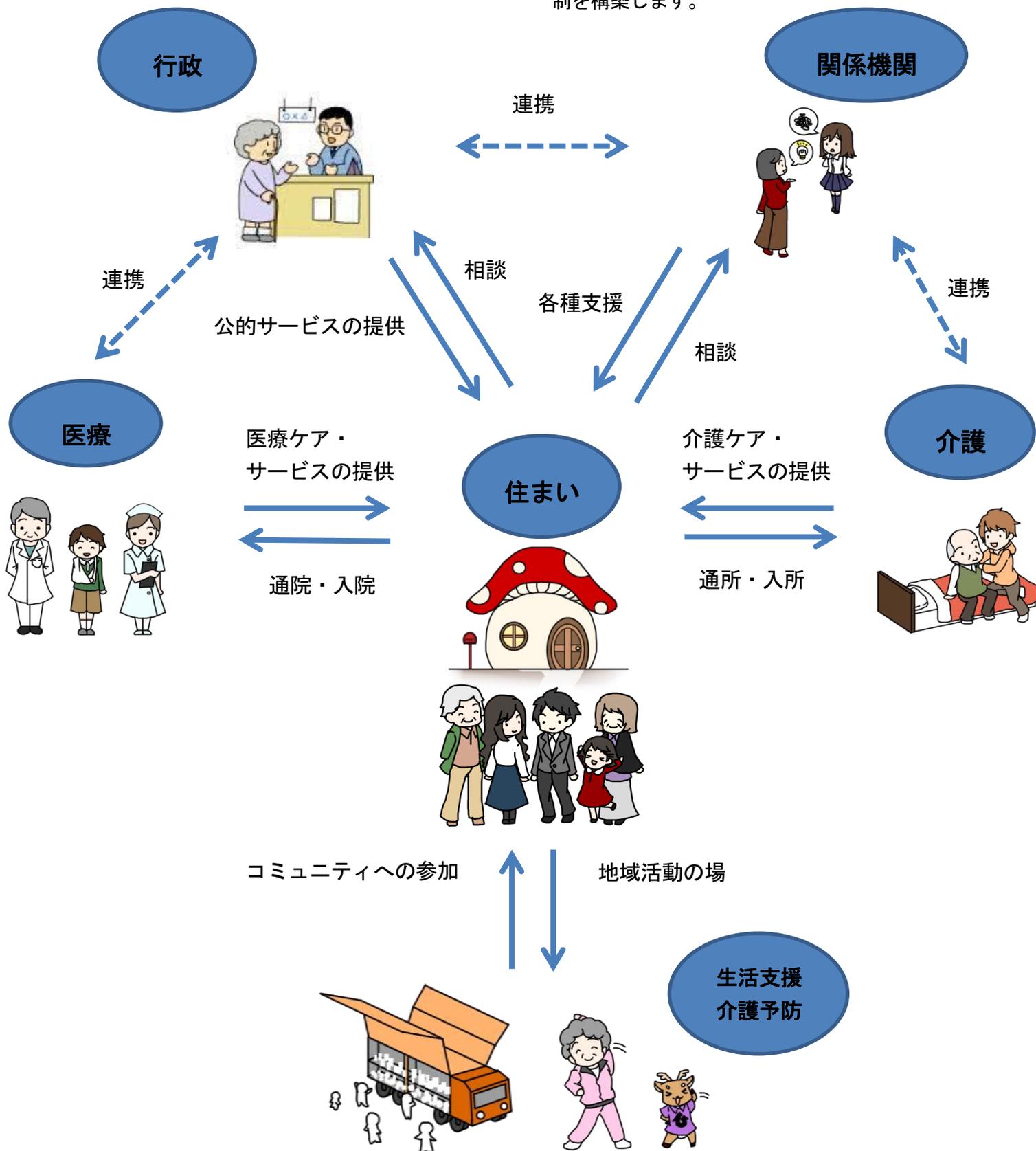
第5次東浦町総合計画に示された地域や住民と行政との協働によるまちづくりの視点をもって事業を推進していきます。

高齢者やその家族が地域で安心して暮らしていくために、在宅での自立した生活の支援や介護者の家族への支援など福祉サービスを提供し、医療・介護・福祉の関係者の連携による地域ケア体制の充実を図ります。

また、高齢者の権利を守るために、虐待防止対策や認知症高齢者の支援対策に取り組めます。

東浦町地域包括ケアシステム

子どもからお年寄りまで、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービスを切れ目なく提供できる連携体制を構築します。



2 いきいきと活動するために (生きがいづくりと社会参加の促進)

【現状】

高齢者自らが要介護状態とならないよう健康の保持増進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう支援していくことが必要です。第6期計画においても、老人クラブへの支援、老人憩の家の整備、シルバー人材センターへの支援、敬老事業、ふれあいサロンへの支援を展開してきました。

【課題】

今後高齢化は進展し、団塊の世代すべてが75歳を迎える平成37(2025)年には、本町の後期高齢化率も大きく伸びることが予想されます。

老人クラブにおいては、高齢化に反して会員数が減少しており、会員数増加の手法が課題となっています。

敬老事業では、今後高齢者数が増加することから、開催場所や在り方の検討が課題です。高齢者社会参加促進事業においては、前期高齢者到達者への地域活動参加促進の場を提供していますが、より地域活動が増加する仕組みづくりが課題です。

【目標】

高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、老人クラブの会員数増加を目標に、親しみやすい名称への変更を検討します。

また、老人憩の家は誰でも気軽に利用できる施設となるよう改修を進めていきます。

敬老事業においては、敬老事業委託先である各地区との協議の上、開催場所や在り方の検討を進めます。

3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)

【現状】

介護保険事業は、高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むために必要な介護保険サービスと、要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になっても可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援する地域支援事業に大別されます。

本町は、知多北部3市（東海市、大府市及び知多市）との共同により知多北部広域連合を組織し、介護保険サービスの提供を進め、高齢者相談支援センターをはじめとする関係機関との協力のもと、住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、様々な生活上の問題に対し専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進してきました。

【課題】

今後高齢者の増加が予測されるため、現状を把握し知多北部広域連合と連携し、計画的に施設整備を推進する必要があります。

【目標】

知多北部広域連合と連携し、計画的な施設整備を推進していきます。

また、高齢者相談支援センターや関係機関と連携し、様々な生活上の問題に対し、専門の職員が相談に応じる等の包括的支援事業を推進し、状況に適したサービス計画を作成するなど、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

なお、平成29年度から始動した地域福祉相談支援事業（コミュニティソーシャルワーカー）との連携を図り、高齢者に限らない、支援を必要とする全世帯への福祉のワンストップ相談窓口機能の構築を目指します。

Ⅲ 計画の体系

3つの基本目標に対し、関連する施策分野と具体的施策を設定しました。

基本目標	施策分野	具体的施策
1 地域で暮らし続けるために (地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実)	(1) 高齢者福祉サービスの充実	①高齢者のための支援
		②介護者のための支援
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(3) 介護予防の推進	①一般介護予防
		②高齢者いきいきマイレージ
		③介護予防対象者把握
	(4) 地域ぐるみの生活支援の推進	①生活支援体制整備の推進
		②介護者の会への支援
	(5) 認知症支援施策の推進	①地域における支援の充実
		②家族に対する支援の充実
		③認知症支援体制の整備
	(6) 医療と介護の連携体制の構築	①在宅医療介護連携の推進
	(7) 地域ケア会議の活用	①地域ケア会議の活用
	(8) 高齢者の権利を守る支援の充実	①虐待防止
		②日常生活自立支援
		③成年後見制度利用促進
		④養護老人ホーム短期入所措置
		⑤施設措置
(9) 安心・住みよいまちづくりの推進	①高齢者あんしんカード登録	
	②避難行動要支援者登録	
	③ひとり暮らし高齢者等見守り	
	④地域見守り推進	
	⑤ごみ出し支援	
	⑥運転免許自主返納	
	⑦シルバーハウジング生活支援	
2 いきいきと活動するために (生きがいづくりと社会参加の促進)	(1) 老人クラブの支援	①老人クラブへの支援
	(2) 老人憩いの家の運営	①老人憩いの家の活用と整備
	(3) シルバー人材センターの支援	①シルバー人材センターへの支援
	(4) 生きがい活動の推進	①敬老事業の充実
②ふれあいサロンの支援		
③高齢者社会参加の促進		
3 介護が必要になっても安心して暮らせるために (介護保険事業の充実)	(1) 介護保険サービスの推進	①介護保険サービス
		②包括的支援